

四半期報告書

(第58期第2四半期)

自 令和6年1月1日
至 令和6年3月31日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	8

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	15
四半期連結損益計算書	15
四半期連結包括利益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	23

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書] [確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年5月13日
【四半期会計期間】	第58期第2四半期（自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第2四半期 連結累計期間	第58期 第2四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自令和4年 10月1日 至令和5年 3月31日	自令和5年 10月1日 至令和6年 3月31日	自令和4年 10月1日 至令和5年 9月30日
売上高 (百万円)	36,050	37,047	71,915
経常利益 (百万円)	8,858	9,253	14,772
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	6,134	6,376	10,826
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,815	7,223	13,210
純資産 (百万円)	91,916	99,861	95,308
総資産 (百万円)	111,179	119,221	116,356
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	117.01	122.28	206.54
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.7	83.8	81.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,314	5,611	13,067
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,547	△3,045	△5,861
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,324	△2,777	△5,571
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (百万円)	26,063	28,582	28,793

回次	第57期 第2四半期 連結会計期間	第58期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自令和5年 1月1日 至令和5年 3月31日	自令和6年 1月1日 至令和6年 3月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	61.89	70.30

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、役員報酬B I P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり四半期 (当期) 純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

I 経営成績

当第2四半期連結累計期間（以下、当第2四半期）におけるわが国経済は、原材料やエネルギー価格の高騰の影響はあったものの、株価の上昇や新型コロナウイルスの5類移行に伴う消費拡大によって経済活動は活発化し、緩やかながらも景気回復の動きが続きました。

一方で、当社グループの顧客においては、度重なる法律制度の改正とこれらへの実務対応が必要となりました。当社グループは、法律制度の改正に迅速に対応したシステムと研修サービスを提供し、顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を開拓しています。

会計事務所事業部門では、消費税インボイス制度下で初めてとなる決算・申告、電子帳簿保存法に基づく電子取引の保存への対応、そして本年6月から対応が必要になる定額減税制度の準備にむけて、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）を支援しています。

地方公共団体事業部門では、低所得世帯への給付金制度や子育て世帯の経済負担軽減策などへの対応に加え、令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で定められた、標準仕様書への適合期限（令和8年3月末）までに、顧客市区町村が円滑にシステム移行できるようシステム開発に取り組んでいます。

これらの活動の結果、当第2四半期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が37,047百万円（前期比2.8%増）、営業利益は8,989百万円（同2.9%増）、経常利益は9,253百万円（同4.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は6,376百万円（同3.9%増）となりました。

当第2四半期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

1. 第2四半期業績の推移

(1)会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は24,624百万円（前期比3.9%増）、営業利益は6,422百万円（同3.0%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

①コンピューター・サービス売上高は、前期比4.3%増となりました。これは、関与先企業において経理事務のDX（Digital Transformation）化が進行する中で、「FXクラウドシリーズ」の導入が進んでいること、および会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「OMSコネクト」の採用が進み、クラウドサービスの利用量が増加したことによります。

②ソフトウェア売上高は、前期比4.6%増となりました。これは、消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法に対応するために「適格請求書発行事業者のチェック機能」や「証憑保存機能」を搭載した「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。

③コンサルティング・サービス売上高は、前期比3.3%増となりました。これは中堅企業向けの財務会計システム「FX4クラウド」の新規受注に伴う立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。

④ハードウェア売上高は、前期比2.7%増となりました。これは、中小企業庁の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となっていること、およびIT機器の販売単価が上昇したことなどによります。

⑤サプライ用品売上高は、前期比4.2%減となりました。これはデジタル複合機やオフィス家具販売などの収益認識基準における代理人取引が増加した一方で、デジタル化の普及による会計用品販売等が減少したことによります。

⑥なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率が高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が順調に伸びていることによります。

(2)地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は11,029百万円（前期比1.0%増）、営業利益は2,703百万円（同5.5%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

①コンピューター・サービス売上高は、前期比4.4%増となりました。これは、前期に受託した新型コロナワクチン

追加接種に係る接種券の印刷業務が当期はなくなったものの、「地方税統一QRコードを活用した地方税の納付」制度（令和5年4月開始）や「TASクラウドかんたん窓口システム」などの行政手続きのデジタル化を支援するシステムの新規導入により、サービス利用料が増加したことによります。

- ②ソフトウェア売上高は、前期比19.9%増となりました。これは、標準準拠システムへの移行に伴う令和5年度システム改修業務をはじめ、低所得世帯への給付金制度や子育て世帯の経済負担軽減策など各種法改正に伴う一時的なシステム改修業務が大幅に増加したことによります。
- ③コンサルティング・サービス売上高は、前期比44.6%減となりました。これは、前期受託した「転出・転入手続きのワンストップ化」や「地方税統一QRコードを活用した地方税の納付」に伴うシステム導入支援などが当期はなかったことによります。
- ④ハードウェア売上高は、前期比8.3%減となりました。これは、ハードウェアやネットワーク機器の更改を迎える顧客団体が少なかったことによります。
- ⑤なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いシステム改修やコンピューター・サービス売上高の増加などによります。

(3)印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は1,393百万円（前期比1.7%減）、営業損失は145百万円（前期は営業損失72百万円）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ①データ・プリント・サービス（以下、DPS）関連商品の売上高は、前期比0.8%増となりました。これは、顧客市区町村から前期に受注した新型コロナワクチン接種券および電気・ガス・食料品等価格高騰支援給付金関連業務の印刷・印字業務が当期はなかったものの、QRコードを活用し、効果を測定するダイレクトメール（以下、DM）などの受注が増加したことによります。
- ②ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比2.2%減となりました。これは、顧客企業におけるデジタル化の進行により伝票印刷業務の受注が減少したことによります。
- ③商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比16.1%減となりました。これは、前期において受注した消費税インボイス制度を解説する書籍や顧客企業の周年記念事業における印刷業務が当期はなかったことによります。

2. 全社に関わる重要な事項

(1)TKCホームページに特設情報サイト「令和6年能登半島地震の事業者向け支援策情報」を開設

「令和6年能登半島地震」の被害に遭われた事業者を支援するため、当社は能登半島地震の事業者向け支援策情報を取りまとめた専用ページを1月11日に開設しました。また、被災したお客さまに対して、会計帳簿の無償再印刷やパソコンの無償貸し出し等を実施し、事業の早期復旧を支援しています。被害に遭われた中小企業等の皆さまの1日も早い事業の復旧をお祈り申し上げます。

(2)TKCホームページに特設情報サイト「これで安心！定額減税」を開設

当社は本年6月から始まる所得税・住民税の定額減税制度の特設情報サイトを開設しました。当サイトでは、定額減税の概要解説のほか、給与計算担当者の実務スケジュールなどを紹介しています。当サイトでの情報発信により企業や事業主の円滑な制度対応を支援します。

(3)「インボイス・マネジャー」を導入する中堅・大企業が1,000社を突破

本年1月から改正電子帳簿保存法における電子取引データの電子保存が義務化されました。当社は電子的に発行・受領した請求書等を電子保存し、従前の紙での保存の手間やコストを大幅に削減するクラウドサービス「インボイス・マネジャー」を提供し、その導入企業数が1,000社を超えるました。

3. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先である中小企業の持続的な発展を支援するため、TKC全国会と密接に連携し、製品やサービスの開発・提供に取り組んでいます。

また上場会社などの大企業や法律事務所、大学・法科大学院等にも各種クラウドサービスを提供しています。

(1)「黒字決算と適正申告」の実現に向けた活動

①TKC方式の自計化の推進（「FXシリーズ」の推進）

中小企業はインフレや円安、コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済などにより、厳しい経営環境に置かれています。そのため当社は、企業向け財務会計システム「FXシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、当期決算の先行き管理）の活用を通して経営者が戦略的な意思決定を迅速に実施できるよう支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や、給与計算システム「PXシリーズ」との給与仕訳の連携機能など「日常業務レベル」の機能の活用も支援しています。

なお、令和5年10月から消費税インボイス制度が開始され、TKC会員は当制度下で初めてとなる個人の確定申告や法人企業の決算申告業務を行っています。FXシリーズは消費税インボイス制度に完全対応しており、正しい消

費税申告が可能となります。特に1)経過措置や特例の適用可否を自動チェックする機能を搭載、2)免税事業者との取引に関する経過措置の自動転記が可能、3)決算書、消費税申告書、科目内訳書への適格請求書発行事業者番号の自動転記が可能——の3点により、会計帳簿から消費税申告まで一気通貫で業務を完遂でき、会計事務所業務の効率化と適正申告につながると高く評価されています。

こうした評価を得た結果、令和6年3月末日現在でFXシリーズの利用企業数は32万社となりました。当社は「FXシリーズ」の導入を通じて中小企業の月次決算体制を構築し、「黒字決算と適正申告」の実現を支援してまいります。

②適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成支援

当社が提供する財務会計システムの最大の特長は、TKC会員事務所が関与先企業に毎月実施する巡回監査と月次決算を前提とし、巡回監査実施後の取引データにおいて、遡及的な訂正・加除処理を禁止しているところにあります。この特長を生かし、金融機関などが客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明しています。このように「記帳適時性証明書」は、「監査の頻度」を目瞭然に判別できるものであり、今後ますます重要なと考えています。

③「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。

当社は「TKCモニタリング情報サービス」で送付される以下の3帳表により、中小企業の決算書の信頼性が確認できることを、金融機関に訴求しています。

1) TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「TKCモニタリング情報サービス」は令和6年3月末日現在、492金融機関に採用されており、その利用件数は33万6,000件を突破しました。

「TKCモニタリング情報サービス」は、経営者保証ガイドラインで示された3つの要件（法人と個人の関係を区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示による経営の透明性の確保）を確認できるツールとして、中小企業の経営支援に取り組む金融機関や信用保証協会から高く評価されています。

④TKC全国会との連携による優良企業の育成

会計事務所事業部門は、TKC会員1万1,400名（令和6年3月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で「黒字決算と適正申告」の実現にむけて事業を展開しています。

TKC全国会は、令和4年より向こう3年間の運動方針を以下のとおり掲げています。

「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう」

1) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する — 「TKC方式の自計化」の推進

2) 租税正義の守護者となる — 「TKC方式の書面添付」の推進

3) 黒字化を支援し、優良企業を育成する — 「巡回監査」と「経営助言」の推進

当社は、TKC全国会の運動とその目標達成を支援するために、TKC方式の自計化推進を軸とした営業活動を開いています。

なお、TKC全国会は、25万社超の決算書データを収録した「TKC経営指標（BAS-T）」を発行しており、以下の条件を充足した企業を「BAS-T優良企業」と定義しています。

・TKC方式の自計化による月次決算の実施

・税理士法第33条の2第1項に基づく書面添付の実践

・中小会計要領（含む、企業会計基準および中小会計指針）への準拠

・限界利益額の2期連続増加

・自己資本比率が30%以上

・税引前当期純利益がプラス

当社は、TKC会員による優良企業の育成を支援しています。

⑤会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会は、令和4年から令和6年までの3年間で新規に入会する会員事務所を1,000件超とする目標を掲げています。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携した取り組みを強化し

ています。併せて新たにTKC全国会に入会した事務所に「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」をはじめとしたTKCシステムを有効に活用いただくためのサポート体制も強化しています。

(2)大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

①デジタル・インボイスへの対応

令和5年8月に当社はデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の代表幹事法人に就任し、システムベンダーを中心とした約200の協議会加盟会社とともに、デジタル・インボイスの普及活動に取り組んでいます。

また、令和6年1月より、改正電子帳簿保存法における電子取引データの電子保存が義務化されました。それにより、電子取引データの電子保存ニーズが高まり、当第2四半期の3カ月間で請求書の発行・受領をデジタル化するクラウドサービス「インボイス・マネジャー」の新規導入企業数が70社を超みました。

こうした活動の結果「インボイス・マネジャー」は令和6年3月末日現在、中堅・大企業約1,000社に導入されています。当社は今後もデジタル・インボイスの普及に取り組んでまいります。

②大企業市場でのシェア拡大とTKC会員の関与先拡大支援

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が開始されました。当社が提供する「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」の市場からの評価は高く、多くのグループ通算制度採用企業にご利用いただいています。

なお、令和6年3月末日現在で約2万800社あるといわれる資本金1億円超の企業の約40%において「法人電子申告システム（ASP1000R）」「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいている。

また「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和6年3月末日現在で約5,630企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは43%に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち93社（93%）が当社のシステムを利用しています。

(3)法律情報データベースの市場拡大

当社は、会計事務所をはじめ法曹界、アカデミック市場、企業法務部門などに広く法律情報サービスを提供しています。

①「TKCローライブラリー」の収録数やコンテンツの拡充

当社は、業界最大の判例収録数（34万2,000件超）を誇る法律情報データベース「TKCローライブラリー」を提供しています。判例情報（LEX/DB）を中心に、法令、文献情報、法律専門誌、法律専門書籍、および関連する付加情報網羅するとともに、當時ライブラリーのコンテンツの拡充を図っています。こうした活動の結果、資料室や図書館などを利用した紙ベースのリサーチから、オンラインリサーチへの移行が進んでおり、順調に当社サービスの採用数が増加しています。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学や法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関などの利用が進み、令和6年3月末日現在で2万6,000超の諸機関で5万9,000IDが利用されています。

②アカデミック市場への展開

多くの大学・法科大学院は、オンラインで教材利用やリサーチができる学習環境のDXを推進しています。当社が提供する「TKC法科大学院教育研究支援システム」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出・オンライン演習・テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることが特長です。令和6年度の契約では160を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。

また、司法試験受験を目指す法科大学院生や修了生、予備試験合格者に対し、TKC全国統一模試の実施により、司法試験への対応も支援しています。TKC全国統一模試の受験者数は同業他社の5倍を超える実績となり、業界1位のスタンダード模試となりました。今後、法務省が発表した令和8年のCBT試験移行に向けて準備を進め、さらなる受験者数の拡大を目指します。

4. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。当社が地方公共団体に対して提供する「TKC行政クラウドサービス」は、令和6年3月末日現在で1,140団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用されています。

(1)地方公共団体情報システム標準化への対応

令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体は令和8年3月末までに、標準化基準に適合する基幹業務システムを利用することが義務付けられるとともに、同システムをガバメントクラウド環境で利用することが努力義務とされています。

当社が現在提供している基幹業務システム「TASクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施

しています。さらに「T A S Kアウトソーシングサービス」の提供により、納税通知書や選挙入場券などの大量一括印刷処理を一体的に支援しています。こうした点が評価され、当社の「基幹系関連サービス」は令和6年3月末日現在で約170団体に採用されています。

当社は、基幹業務システムの標準化を支援するため「標準準拠システム」の開発ならびに顧客市町村の期限内移行の完遂に向けた各種支援活動を実施しています。

(2)行政サービスのデジタル化支援

①行政手続きのデジタル化・オンライン化支援

当社は、窓口業務のデジタル化「3ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を提供しています。

当期においては「T A S Kクラウドスマート申請システム」「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」の機能強化を行うとともに、今後のマイナンバーカードの利用拡大を見据えて「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の全面リニューアルに取り組みました。

その結果、令和6年3月末日現在、「T A S Kクラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む50団体以上に、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は100団体以上に、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は170団体以上に採用されています。

②地方税税務手続きのデジタル化支援

当社は、地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した約50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和6年3月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。

なお、当期はサポートサイトのリニューアルに取り組み、顧客市区町村およびパートナー企業へのサポート強化を図っています。

③内部事務のデジタル化支援

当社は、財務会計（公会計）システムを中心とした内部事務のデジタル化を支援するため、「T A S Kクラウド公会計システム」およびその関連システムを提供しています。

当期においては、財政状況の見える化による持続可能な財政運営および電子決裁や電子請求書連携など大幅な機能強化を行いました。その結果、「T A S Kクラウド公会計システム」は令和6年3月末日現在で330団体以上に採用されています。今後はお客様のさらなる業務効率化に向けてデジタル・インボイスへの対応に取り組みます。

5. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業を担う株式会社T L Pでは、D P Sやビジネスフォーム印刷および商業美術印刷を基軸に事業を展開しています。

D P S分野では、DMの作成および総務、経理、人事部門の通知関連業務の合理化を目的としたアウトソーシング（B P O）を提供しています。特に、Q Rコードの活用によりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き帳票や特定帳票の需要は顕在であり、フォーム印刷の強みを生かした営業活動を展開しています。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷物や、法律改正による専門書籍の改版など顧客企業が求める出版物をタイムリーに提供するなどの支援をしています。またコロナ禍後、対面によるセミナーやイベント開催が増加しており、配付資料作成の需要も増えています。デザインの作成から印刷までを一貫して請け負うことにより付加価値を高め、新規取引先の拡大につなげています。

また、環境配慮を志向するお客様が増えていることを背景に、F S C®認証紙の取り扱いが順調に増加しています（令和4年10月3日付けF S C森林認証（C o C認証・FSC-C182216）を取得）。クリアファイルに代わる環境配慮製品として、新たに紙製ファイルの製造・販売を開始しており、環境配慮を志向するお客様のニーズに対応しています。

II 財政状態

当第2四半期連結会計期間末における資産・負債および純資産の状況は次の通りです。

1. 資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、119,221百万円となり、前連結会計年度末116,356百万円と比較して2,864百万円増加しました。

(1) 流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、44,180百万円となり、前連結会計年度末43,173百万円と比較して1,006百万円増加しました。

その主な理由は、現金及び預金が211百万円減少したものの、受取手形、売掛金及び契約資産が1,452百万円増加したことによります。

(2) 固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、75,040百万円となり、前連結会計年度末73,182百万円と比較して、1,858百万円増加しました。

その主な理由は、その他に含まれる長期繰延税金資産が690百万円減少したものの、投資有価証券が1,105百万円、長期預金が1,000百万円増加したことによります。

2. 負債の部について

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、19,359百万円となり、前連結会計年度末21,047百万円と比較して1,687百万円減少しました。

(1) 流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、15,194百万円となり、前連結会計年度末16,797百万円と比較して、1,603百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等が339百万円増加したものの、賞与引当金が1,172百万円、契約負債が488百万円減少したことによります。

(2) 固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は、4,165百万円となり、前連結会計年度末4,249百万円と比較して、84百万円減少しました。

その主な理由は、その他に含まれる長期リース債務が69百万円減少したことによります。

3. 純資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、99,861百万円となり、前連結会計年度末95,308百万円と比較して4,552百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金が3,706百万円、その他有価証券評価差額金が759百万円増加したことによります。

なお、当第2四半期連結会計期間末における自己資本比率は、83.8%となり、前連結会計年度末81.9%と比較して1.9ポイント増加しました。

III キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における「現金及び現金同等物」の残高は、前連結会計年度末に比べ211百万円減少し、28,582百万円になりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、5,611百万円増加（前年同四半期比1,297百万円収入増）しました。これは、税金等調整前四半期純利益9,264百万円の計上、売上債権1,517百万円の増加、および法人税等の支払2,213百万円などによるものです。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、3,045百万円減少（前年同四半期比498百万円支出増）しました。これは、定期預金の預入2,700百万円の支出、定期預金の払戻1,700百万円の収入、および無形固定資産の取得1,717百万円の支出などによるものです。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、2,777百万円減少（前年同四半期比452百万円支出増）しました。これは、令和5年9月期期末配当2,665百万円（1株当たり配当51円）の支払いなどによるものです。

IV 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

V 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (令和6年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和6年5月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通 株式	53,166,466	53,166,466	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	53,166,466	53,166,466	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
令和6年1月1日～ 令和6年3月31日	—	53,166,466	—	5,700	—	5,409

(5) 【大株主の状況】

令和6年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	75,170	14.4
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	47,964	9.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号	44,301	8.5
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	30,930	5.9
T K C グループ社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	29,131	5.6
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	20,568	3.9
飯塚 真玄	栃木県宇都宮市	14,626	2.8
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	13,328	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	11,966	2.3
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	11,966	2.3
計	—	299,953	57.3

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式203,800株は含めておりません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和6年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 815,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,280,500	522,805	—
単元未満株式	普通株式 70,866	—	—
発行済株式総数	53,166,466	—	—
総株主の議決権	—	522,805	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権の数13個)及び役員報酬BIP信託が所有する株式203,800株(議決権の数2,038個)を含めております。

②【自己株式等】

令和6年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	815,100	—	815,100	1.53
計	—	815,100	—	815,100	1.53

(注) 上記のほか、役員報酬BIP信託が所有する当社株式203,800株を、自己株式として計上しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和5年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (令和6年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,093	31,882
受取手形、売掛金及び契約資産	8,684	10,137
棚卸資産	※ 425	※ 629
その他	1,989	1,552
貸倒引当金	△19	△20
流動資産合計	43,173	44,180
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,491	7,325
土地	6,915	6,915
その他（純額）	2,901	2,638
有形固定資産合計	17,308	16,879
無形固定資産	5,813	6,590
投資その他の資産		
投資有価証券	22,050	23,156
長期預金	18,700	19,700
差入保証金	1,452	1,531
その他	7,858	7,182
投資その他の資産合計	50,061	51,570
固定資産合計	73,182	75,040
資産合計	116,356	119,221
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,698	2,757
電子記録債務	780	633
短期借入金	71	71
未払金	3,441	2,519
未払法人税等	2,437	2,777
契約負債	1,210	722
賞与引当金	4,810	3,637
その他	1,346	2,073
流動負債合計	16,797	15,194
固定負債		
長期借入金	71	35
退職給付に係る負債	2,956	2,972
株式給付引当金	341	350
その他	879	806
固定負債合計	4,249	4,165
負債合計	21,047	19,359

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和5年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (令和6年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	6,286	6,286
利益剰余金	84,890	88,596
自己株式	△2,604	△2,605
株主資本合計	94,271	97,977
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,070	2,830
退職給付に係る調整累計額	△1,033	△946
その他の包括利益累計額合計	1,036	1,883
純資産合計	95,308	99,861
負債純資産合計	116,356	119,221

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
売上高	36,050	37,047
売上原価	10,785	10,463
売上総利益	25,265	26,583
販売費及び一般管理費	※ 16,529	※ 17,594
営業利益	8,735	8,989
営業外収益		
受取利息	35	41
受取配当金	96	113
保険配当金	21	23
受取地代家賃	20	20
持分法による投資利益	25	24
その他	30	42
営業外収益合計	229	265
営業外費用		
支払利息	0	0
損害賠償引当金繰入額	106	—
その他	0	0
営業外費用合計	106	0
経常利益	8,858	9,253
特別利益		
投資有価証券売却益	0	14
固定資産売却益	0	1
特別利益合計	1	15
特別損失		
固定資産除却損	9	4
特別損失合計	9	4
税金等調整前四半期純利益	8,849	9,264
法人税、住民税及び事業税	2,285	2,569
法人税等調整額	429	318
法人税等合計	2,714	2,887
四半期純利益	6,134	6,376
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,134	6,376

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
四半期純利益	6,134	6,376
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	593	759
退職給付に係る調整額	87	87
その他他の包括利益合計	680	846
四半期包括利益	6,815	7,223
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,815	7,223

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	8,849	9,264
減価償却費	1,730	1,753
投資有価証券売却損益（△は益）	△0	△14
固定資産売却損益（△は益）	△0	△1
固定資産除却損	9	4
株式給付引当金の増減額（△は減少）	20	8
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,656	△1,172
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	100	141
売上債権の増減額（△は増加）	△2,019	△1,517
その他の資産の増減額（△は増加）	54	△113
仕入債務の増減額（△は減少）	198	△438
その他の負債の増減額（△は減少）	△19	△31
その他	△154	△215
小計	7,113	7,667
利息及び配当金の受取額	138	158
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△2,925	△2,213
違約金の支払額	△11	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,314	5,611
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,700	△2,700
定期預金の払戻による収入	1,700	1,700
有形固定資産の取得による支出	△398	△338
無形固定資産の取得による支出	△1,219	△1,717
その他	70	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,547	△3,045
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△35	△35
自己株式の売却による収入	—	0
自己株式の取得による支出	△13	△5
配当金の支払額	△2,209	△2,665
その他	△65	△70
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,324	△2,777
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△557	△211
現金及び現金同等物の期首残高	26,620	28,793
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 26,063	※ 28,582

【注記事項】

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会で株式報酬制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の定時株主総会の承認に基づき、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度である「役員報酬B I P信託」を導入いたしました。

なお、本制度は、委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経て、令和元年12月20日開催の定時株主総会にて取締役等（執行役員を兼務しない取締役を除く。）及び常勤監査役の株式報酬を「業績連動報酬」へ変更することが承認されております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第2四半期連結会計期間末403百万円、203,800株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和5年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (令和6年3月31日)
商品及び製品	246百万円	344百万円
仕掛品	41百万円	126百万円
原材料及び貯蔵品	137百万円	158百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
給与	6,030百万円	6,322百万円
賞与引当金繰入額	2,743百万円	3,130百万円
退職給付費用	481百万円	494百万円
株式給付引当金繰入額	20百万円	12百万円
減価償却費	316百万円	333百万円
賃借料	1,272百万円	1,286百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
現金及び預金勘定	29,363百万円	31,882百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,300百万円	△3,300百万円
現金及び現金同等物	26,063百万円	28,582百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年12月16日 定時株主総会	普通株式	2,210	42.00	令和4年9月30日	令和4年12月19日	利益剰余金

(注) 令和4年12月16日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和5年5月12日 取締役会	普通株式	2,052	39.00	令和5年3月31日	令和5年6月12日	利益剰余金

(注) 令和5年5月12日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

II 当第2四半期連結累計期間（自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和5年12月15日 定時株主総会	普通株式	2,669	51.00	令和5年9月30日	令和5年12月18日	利益剰余金

(注) 令和5年12月15日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和6年5月10日 取締役会	普通株式	2,355	45.00	令和6年3月31日	令和6年6月11日	利益剰余金

(注) 令和6年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務 所事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	23,710	10,921	1,418	36,050	—	36,050
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	0	901	904	△904	—
計	23,713	10,921	2,320	36,955	△904	36,050
セグメント利益又は損失(△)	6,233	2,562	△72	8,724	11	8,735

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額11百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間（自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務 所事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	24,624	11,029	1,393	37,047	—	37,047
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	0	761	774	△774	—
計	24,637	11,029	2,154	37,822	△774	37,047
セグメント利益又は損失(△)	6,422	2,703	△145	8,980	8	8,989

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額8百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行ております。

(収益認識関係)

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前第2四半期連結累計期間（自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	7,984	4,219	—	12,204
ソフトウェア売上高	9,420	3,447	—	12,868
コンサルティング収入	3,603	1,361	—	4,965
オフィス機器売上高	2,161	1,891	—	4,053
会計用品売上高	540	—	—	540
印刷関連サービス収入	—	—	1,418	1,418
外部顧客への売上高	23,710	10,921	1,418	36,050

当第2四半期連結累計期間（自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	8,315	4,407	—	12,722
ソフトウェア売上高	9,854	4,134	—	13,988
コンサルティング収入	3,722	754	—	4,476
オフィス機器売上高	2,218	1,733	—	3,952
会計用品売上高	513	—	—	513
印刷関連サービス収入	—	—	1,393	1,393
外部顧客への売上高	24,624	11,029	1,393	37,047

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)
1 株当たり四半期純利益	117円01銭	122円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	6,134	6,376
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	6,134	6,376
普通株式の期中平均株式数 (百株)	524,248	521,466

(注) 1. 1 株当たり情報の算定に用いられた期中平均株式数は、役員報酬B I P信託導入に伴い設定された役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第2四半期連結累計期間において206,000株、当第2四半期連結累計期間において205,376株であります。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

令和6年5月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 2,355百万円 |
| (ロ) 1 株当たりの金額 | 45円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 令和6年6月11日 |

(注) 令和6年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年5月13日

株式会社T K C

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社T K Cの令和5年10月1日から令和6年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社T K C及び連結子会社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行つた。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従つて、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合に、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないいかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適

切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年5月13日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員飯塚真規及び当社最高財務責任者中西清嗣は、当社の第58期第2四半期（自令和6年1月1日 至令和6年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。